

令和 8 年度
小中学生起業家育成プログラム実施業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 2 月
真庭市産業観光部産業政策課

1. 業務概要

- (1) 目的 小学校高学年および中学生を対象に、ビジネスを通じたキャリア教育プログラムを実施することで、社会や仕事との関わりを主体的に考える力を育み、将来の生き方・働き方についての視野を広げることを目的とする。あわせて、地域産業への理解や関心を高める機会とし、将来的な地域定着や人材育成にもつなげていく。
- (2) 業務名 小中学生起業家育成プログラム実施業務
- (3) 業務内容
 - ①対象なる学校と連携し、授業に沿ったプログラムの企画
 - ②AIツールを活用したプログラムの設計
 - ③対象校との各種調整
 - ④プログラムの実施・運営
 - ⑤成果報告書
 - ⑥上記に付随するその他業務
- (4) 業務期間 契約締結日～令和9年3月5日

2. 業務に要する費用（予定価格）

4,110,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- (2) 真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。※公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託候補者特定の日まで
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4. 参加申込み

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができない。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出物 | プロポーザル参加申込書【様式1】 1部
会社の概要が分かるパンフレット等（任意様式） 1部 |
| (2) 提出期限 | 令和8年3月16日16時まで |
| (3) 提出先 | 〒719-3292 真庭市久世2927番地2 真庭市役所産業観光部産業政策課 |

5. 質疑応答

仕様書の内容及び提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添「質問書【様式2】」を下記によりMAILで送信すること。（電話による質疑には応じない）

質問に対する回答は、真庭市公式HPにて公表する。

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 提出書類 | 質問書【様式2】 |
| (2) 提出期限 | 令和8年3月6日16時まで |
| (3) 提出先 | 真庭市役所産業観光部産業政策課 |

(4) 回答予定日 令和8年3月9日

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 提案書【様式3】 1部

イ 会社等の概要 1部(任意の様式)

ウ 類似業務実績調書【様式4】

過去10年間に行った類似の業務の実績を記入し、新しい年度の実績から順に抽出した最大5件までについて、その概要を記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類を添付すること。

エ 予定技術者調書【様式5】 1部

予定技術者の氏名、経歴、実績について記入すること。

同種または類事業務経歴については、最大5件まで記載すること。

オ 企画提案書(電子データ)

特に必要がある場合を除いてA4サイズにて作成すること。また、使用する言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。

- ・企画提案書記載事項一覧(別紙1)の項目について漏れなく記載すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可
- ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書本文は、30ページ以内にすること。
- ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

カ 価格提案書【様式6】 1部(別途内訳書を添付すること)

【様式6】により記載し、別途積算根拠となる貴社任意様式の内訳書を添付すること。

(2) 提出期限 令和8年3月23日16時まで

(3) 提出先 真庭市役所産業観光部産業政策課

MAIL : sangyou@city.maniwa.lg.jp

(4) 提出方法 電子データをMAILにて送付すること。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された類似業務実績調書、予定技術者調書、価格提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザル

の提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査をできるものとする。

実施日：令和8年3月24日予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、第1次審査の点数に下記8（4）を加算し、最も優れている提案者を特定します。

実施日：令和8年3月25日予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨をMAILにて通知します。

②第2次審査

審査結果をMAILにて通知します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

1次審査

- (1) 業務実績 10 / 100点
- (2) 技術者実績 10 / 100点
- (3) 参考見積書 10 / 100点

2次審査

- (4) ヒアリング等の内容 70 / 100点

9. 日程

公 示	令和8年2月27日
質問受付締切	令和8年3月6日 16時まで
質問回答	令和8年3月9日
参加意思表明書締切	令和8年3月16日 16時まで
企画提案書等受付締切	令和8年3月23日 16時まで
第1次審査	令和8年3月24日（予定）
第2次審査	令和8年3月25日（予定）
結果通知	審査後、速やかに通知する
契約締結	最優秀提案者と協議のうえ締結する

10. 失格事項

本プロポーザルの提案若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2. 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が60点未満のもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「予定技術者調書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、審査委員会が審議して決定します。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

13. 担当部署

真庭市役所産業観光部産業政策課 担当 平澤洋輔

〒719-3292 真庭市久世2927番地2

TEL：0867-42-1033

MAIL：sangyou@city.maniwa.lg.jp

審査基準（予定）

審査項目	評価割合	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1. 業務実績	10/100					
業務実績は適正であるか (類似業務実績調書)	10点					
小計		/10				
2. 技術者実績	10/100					
配置技術者は適正であるか (予定技術者調書)	10点					
小計		/10				
3. 参考見積書	10/100					
業務コストの妥当性 (価格提案書)	10点					
小計		/10				
4. ヒアリング	70/100					
現状の把握・分析は的確か	10点	10	8	6	4	2
課題の設定は的確か	10点	10	8	6	4	2
企画力（アイデア）はあるか	10点	10	8	6	4	2
企画（アイデア）の執行能力はあるか	10点	10	8	6	4	2
業務の内容は理解できているか	10点	10	8	6	4	2
業務に対する意欲はあるか	10点	10	8	6	4	2
提案にワクワクしたか	10点	10	8	6	4	2
小計		/70				

※業務コスト評価は、以下の算出方法を用いて評価点を試算することとする。

価格点（10点）×最低見積価格／入札金額